

公益社団法人米原市シルバー人材センター

## 10. 役員報酬および役員等費用弁償規程

平成22年4月 1日施行

平成23年5月11日改正

平成24年5月31日改正

令和 元年6月 1日施行

## 役員報酬および役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人米原市シルバー人材センター定款第15条の規定により、役員報酬、および役員等の固有の職務にかかる費用の弁償について必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律代49号）ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律49号）野規程に照らし妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人および公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員職務執行の対価として別表1「役員報酬月額および日額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 職員として給与を支給している役員は無報酬とする。
- 3 理事長の報酬は月額とする。
- 4 理事長を除く役員報酬は日額とする。
- 5 役員には、役員賞与および退職手当は支給しない。
- 6 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出にあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の支給日)

第4条 役員報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第6条を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(費用)

第6条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日の月末までに支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月31日に一部改正し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日に改正し、令和元年6月1日から施行する。

別 表 1

(1) 理事長	月額10万円までの範囲内
(2) その他の役員	日額 5千円までの範囲内 (理事会等への出席ごとの日額)
	日額 3千円までの範囲内 (委員会等への出席ごとの日額)

別 表 2

1 第6条第2項の額は下記のとおりとする。	
	米原市全域とも一律 800円
2 役員の外職務に係る費用	旅費規定に定める金額
3 手数料等	実費